

民間委託検討指針

平成 23 年 4 月改訂版

岡 崎 市

目 次

	ページ
第1章 概要	1
1 背景	
2 目的	
3 民間委託の定義	
4 民間委託を検討するにあたって	
第2章 民間委託対象の基本的な考え方	3
1 民間委託の検討対象	
2 事務事業評価の性質分類による判断	
3 民間委託の基本的な判断基準	
4 民間委託の視点	
5 コスト比較	
第3章 民間委託の進め方	5
1 民間委託に向けた事務手順	
2 民間委託等に係る相談窓口	
3 民間委託を実施する際の留意事項	
4 モニタリング（継続監視）について	

第1章 概要

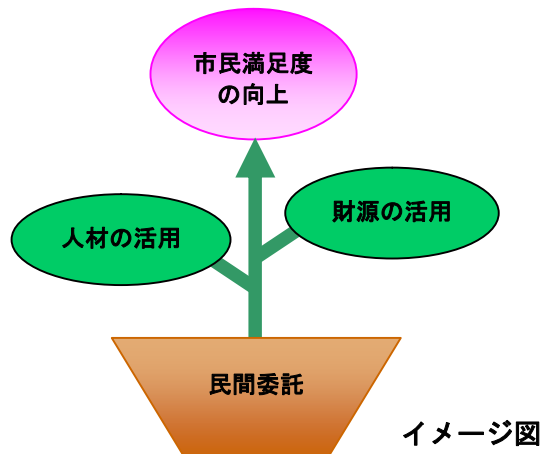
1 背景

本市はこれまで、限られた財源と人員を最大限に活かして市民サービスの向上に努めるため、平成22年3月に『岡崎市行財政改革大綱』を策定し、その具体的な取組みとして『岡崎市行財政改革推進計画』を策定し、継続的に行財政改革に取り組んでいます。民間委託の推進については、昨今の国や地方自治体を取り巻く厳しい財政状況にある中、今後も多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するために、岡崎市行財政改革推進計画の主要項目として位置づけ、行政責任の確保と市民サービスの維持向上に留意しつつ引き続き取り組んでいきます。

2 目的

簡素かつ効率的な行政の推進を図るため、本指針に基づき、全庁的に積極的かつ効果的な民間委託を推進していきます。

そして、民間委託によって生み出された財源や人員を、新たな市民ニーズに対応したサービスに再配分し、市民満足度の向上につなげることを目的とします。



3 民間委託の定義

本指針における民間委託の定義は、「市が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保しつつ、市の事業の一部を契約に基づいて民間事業者等に行わせる」狭義の民間委託とします。

4 民間委託を検討するにあたって

民間委託を本指針に基づいて検討する際、場合によっては、民間委託以外の様々な手法についても費用対効果の観点などから比較検討し、最も効率的・効果的に実施できる他の手法を選択することもあり得ます。民間委託を含む様々な手法については、民間委託等の種類として表1にまとめましたので、それぞれの基準等に基づき検討することとします。

<表1> 民間委託等の種類と実施主体の特性

民間委託等の種類	実施主体	基準等
臨時職員 嘱託職員 再任用職員の活用	市	短期的な単純業務及び短時間業務⇒臨時職員 ある程度継続的な補助業務⇒嘱託職員 豊富な行政知識と経験が必要とされる補助業務及び 土日開館施設管理業務⇒再任用職員
人材派遣	市	市の指揮監督の下に実施させたい業務
他の自治体との共同実施	地方自治体	他自治体との共通事業
民間委託（請負）	民間企業 外郭団体 NPO等	『民間委託検討指針』
指定管理者制度	民間企業 外郭団体 NPO等	『指定管理者制度導入に関する方針』 公の施設が対象
管理代行制度	地方公共団体 地方住宅供給公社	市営住宅が対象
PFI	民間企業等	『PFI手法導入手引き』 公共施設の建設時に検討
地方独立行政法人制度	地方独立行政法人	水道事業・病院事業について検討
市民・NPOなどとの 協働	NPO 市民団体 市	単独で実施するよりもきめ細かく効率化が図れるものであり、併せて地域の活性化につながる業務など 『市民協働推進のために』 『あいち協働ルールブック』

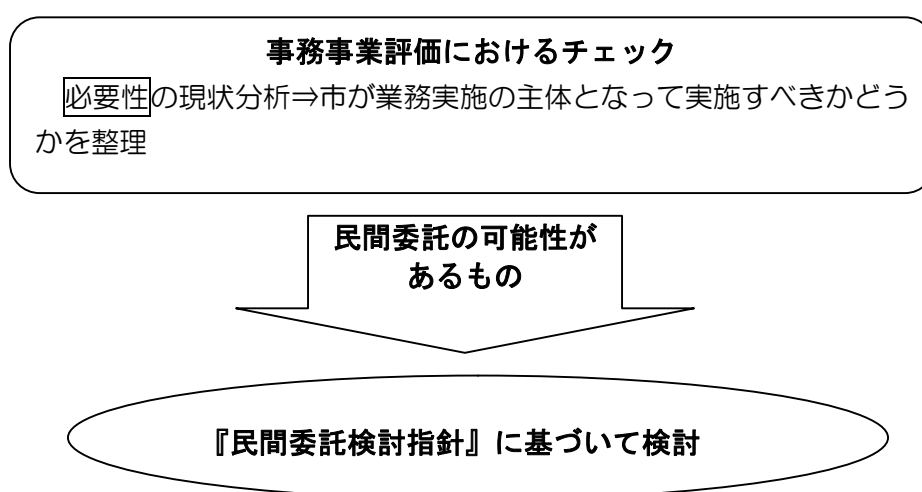
実施主体	一般的な特性
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体が数多く存在し、幅広い分野のサービス提供が可能 ・専門的知識・技術を要する業務、定型かつ大量の業務などを委託するのに効果的
外郭団体 (市の出資比率 25%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の専門性を補完・代替する役割を担っており、行政と一体となった事業展開が可能 ・民間企業やNPO、市民団体などとの間で事業領域の競合の可能性あり
NPO・市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・その強い目的意識が行政の目的と一致するときには効果的 ・採算性が低い部門にも独自の事業展開が可能 ・市民参加意識の高まりや地域の活性化などに効果が波及する可能性大

第2章 民間委託対象の基本的な考え方

1 民間委託の検討対象

本市では、平成15年度から行政評価を導入しており、現在は、市の活動の中で最も基礎となる業務活動を評価する『事務事業評価』を実施しています。事務事業評価では、「必要性」、「効率性」、「有効性」の視点から評価を行い、業務活動に関する見直しや業務活動内容の改善に取り組んでいます。

そこで、「必要性」の現状分析の結果、政策性、行政専門性の観点から民間委託を実施できる可能性がある判断された業務活動について、本指針に基づいた民間委託を検討していくこととします。



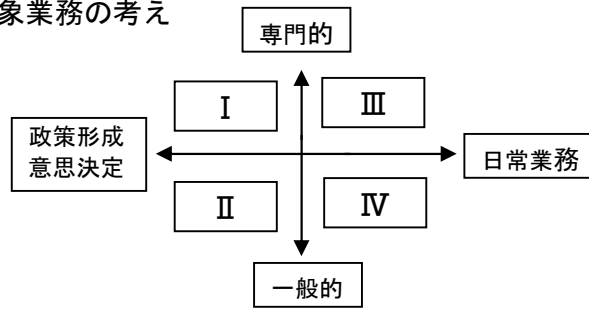
2 事務事業評価の性質分類による判断

事務事業評価の評価区分が一般型、経常型、維持管理型の業務活動においては、表2に示すように業務の性質を「政策性」と「専門性」の二つの軸で分類することで、民間委託すべきかどうかを判断する目安とすることができます。

「政策性」は、政策立案など市の意思決定に関わる重要な観点であり、その度合いが高いものは市が直接実施すべきです。ただし、企画と実施を切り分けることによって部分的に民間委託することは可能です。

「専門性」は、行政執行に関わる専門知識や技能を必要とするかどうかという観点であり、その度合いに関わらず、民間に十分な能力があって、公正な競争により経費節減につながるのであれば民間委託は効果的です。しかし、専門性の高い業務の場合は、すべてを民間委託してしまうと、行政内部に知識やノウハウの蓄積が全くなってしまう危険性もありますので注意が必要です。

<表2> 民間委託対象業務の考え



区分	業務の性質	民間委託の可能性	考え方
I	政策的に重要な意思決定等を必要とし、特別な知識・ノウハウ等が必要とされる業務	低	民間委託は好ましくないが、企画と実施の切り分けによって、部分的に民間のノウハウを活用するための民間委託をすることは可能
II	政策的に重要な意思決定等を必要とし、一般的なノウハウがあればできる業務	中	企画と実施の切り分けによって、業務の効率性・経済性の観点から民間委託をすることが可能
III	政策的意思決定等の要素は希薄な日常的業務で、特別な知識・ノウハウ等が必要とされる業務	中	必要とされる行政専門性を部分的に補完するための民間委託が可能
IV	政策的意思決定等の要素は希薄な日常的業務で、一般的なノウハウがあればできる業務	高	業務の効率性・経済性の観点から、積極的に民間委託を検討すべき

3 民間委託の基本的な判断基準

次にあげる判断基準を基本とし、公正な競争関係が成立する市場の存在や利用者等の意見など、様々な角度から総合的に判断することが大切です。

<基本的な判断基準>

- サービスの水準の維持又は向上につながるか
- 事務の効率化や経費の削減につながるか
- 民間の専門的知識や技術の活用が図れるか
- 行政責任が確保でき市民の理解が得られるか

4 民間委託の視点

市の事業として実施すべき業務活動について、部分的にでも民間委託ができないか、次の点に留意しながら検討していきます。

- ① 全国的にみて民間委託の比率が高いにもかかわらず、本市ではまだ民間委託をしていない事業については、特に重点的な検討を行うこと
- ② 単純業務、定例的業務のほか、時期的変動が大きい業務で、そのために一定の職員を配置しておくことが不合理なものについて、重点的な検討を行うこと

- ③ 個別業務の委託だけでなく、企画から管理運営まで一括して行う委託や複数事業の一括委託、全庁的共通業務の委託など、戦略的な民間委託を推進すること
- ④ 許認可等の公権力の行使にあたるものであっても、公権力の行使に直接関与しない部分についての委託の可能性を検討すること
- ⑤ 公正性や公平性の確保、個人情報保護のために市が直接実施すべきものであっても、契約書に明記することで問題を回避することは可能であるため、このような場合においても積極的な検討を行うこと

5 コスト比較

直営で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行い、費用対効果にも留意しながら、総体として効率性が拡大するかどうかを、次の点に留意しながら検証します。

- ① 民間委託をした場合には、新たに契約やモニタリング等にかかる取引コストが発生することも考慮すること
- ② 単に現行のコストと比較するのではなく、臨時職員等を活用した場合も視野に入れた幅広い検討を行うこと
- ③ 短期的にはコスト削減ができなくても、中長期的にはコスト削減が可能となる場合もあるため、このような視点からも検証すること

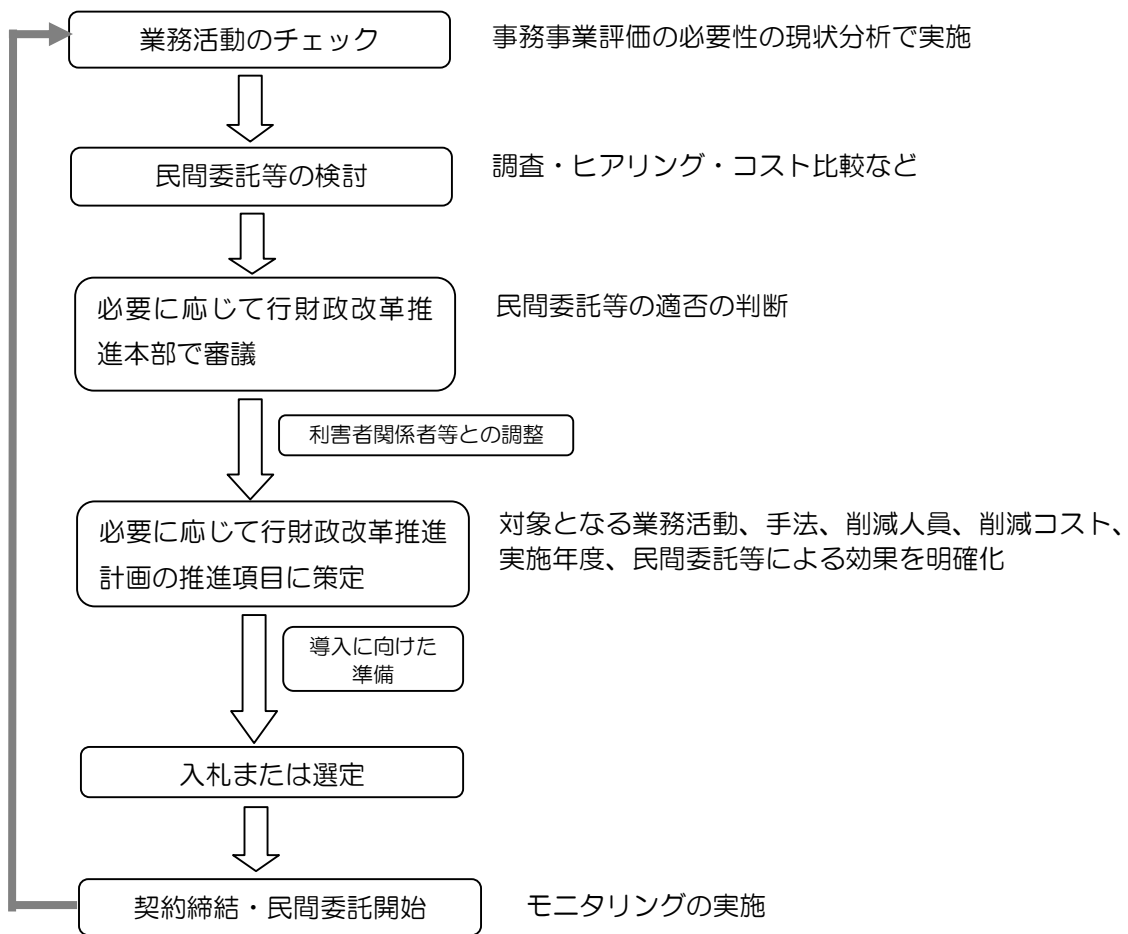
第3章 民間委託の進め方

1 民間委託に向けた事務手順

民間委託の適否は、各課調査・ヒアリングなどの結果をもとに必要に応じて行財政改革推進本部で審議し、計画的に推進していきます。

民間委託の検討は一過性で終わるのではなく、PDCAサイクルをまわしながら継続的に取り組んでいくこととします。

事務の流れ



2 民間委託等に係る相談窓口

PFI 導入基準	企画課
システム化に向けた支援	情報システム課
定員適正化計画との整合性、嘱託職員・臨時職員・再任用職員の活用	人事課
民間委託の判断基準、指定管理者導入基準	人事課
民間委託契約締結方法	契約課
受益者負担割合の適正化、利用料金制の導入	財政課
市民・市民団体との協働	市民協働推進課

3 民間委託を実施する際の留意事項

- ① 事業者の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性を持った手続をとること
- ② 民間委託を行った場合でも、サービスの量や質の水準を決めるのは市の責任であり、業務執行の最終責任や説明責任は市にあることを念頭におき、契約書、業務仕様書及び業務要求水準書などにより、的確な指示を与え、サービスの質の確保を図ること
- ③ 機密保持、情報公開、緊急時の体制などが担保されるよう、契約書等において明確にしておくこと
- ④ 事業の大部分を再委託することがないようにすること

- ⑤ 市と委託事業者の責任の所在を明確にすること
- ⑥ 業務の執行途中においては、市の管理監督が十分に働くよう留意する一方、過度な干渉により、委託先のインセンティブを阻害することがないように留意すること

4 モニタリング（継続監視）について

市は、委託した業務に対し、適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する義務があります。モニタリングの方法としては次のようなことがあげられますが、それぞれ工夫をしながら、継続的な監視に努めることとします。

（モニタリングの具体例）

- 業務要求水準が満たされているか、提案事業が適正に実施されているかなど、サービスの履行状況の把握を確実にを行う（報告書の提出・定例報告会の開催など）
⇒要求水準を満たしていないなど、サービスの低下を招くような状況にある場合は、ただちに改善措置をとり、それでも改善されない場合は、契約解除とする
- 事務事業評価や利用者アンケートなどを活用し、継続的にその成果等を分析し改善につなげる
- 利用者をモニター登録し、意見や要望を随時聞ける体制を整え、評価するうえでの参考にする